

第5章 緑地の保全及び 緑化の推進のための施策

- 1. 緑の保全・活用..... 70
- 2. 都市の緑化推進..... 74
- 3. 公園・緑地ストックの有効活用..... 77
- 4. 市民協働..... 80



銀水花いっぱい“絆”プロジェクト

銀水小学校では、ESDの一環で、4年生が「銀水花いっぱい“絆”プロジェクト」に取り組んでいます。地域の人への感謝の気持ちを込めて、子どもたちが育てた花を渡す活動で、子どもたちは、校区が花いっぱい、笑顔いっぱいになることを願っています。花は、多くの方に楽しんでいただけるように校区内の施設等に飾られています。

第5章 緑地の保全及び緑化の推進のための施策

ここでは、第3章で設定した方針に沿って、目標を実現するためのより具体的な施策について示しました。下表は、それを一覧表にしたものです。

基本理念	基本方針	緑の目標	施策の方向性	施策
みんなではぐくむ 緑と花のまち おおむた — 緑を守り、活用し、共に生きる —	緑を共に守る	豊かな自然を市民と共に後世に残していく	1. 緑の保全・活用	(1) 森林の保全
				(2) 水辺の保全
				(3) 農地の保全・活用
				(4) 生物多様性の保全
				(5) 豊かな自然環境の活用
	緑を共に活用する	市民のニーズに適応した公園を充実させる	2. 都市の緑化推進	(1) 都市の緑化
				(2) 緑のネットワーク形成
			3. 公園・緑地ストックの有効活用	(1) 都市計画決定公園の整備
	緑と共に生きる	市民と共に緑を育む活動を広げる		(2) 公園ストックの再編
				(3) 公園・緑地の適正な管理運営
			4. 市民協働	(1) 市民との協働
				(2) 緑化の推進
				(3) 緑の資源化
				(4) 緑の教育
				(5) 緑の広報活動

施策

- ①法令・条例による緑の保全〔P.70〕
- ②風致地区の指定〔P.70〕
- ③特別緑地保全地区の指定〔P.71〕

- ④保存樹木・保存樹林の保存・指定〔P.71〕
- ⑤シンボルツリーの保存・指定〔P.71〕

- ①干潟の保全〔P.72〕
- ②水環境の保全〔P.72〕
- ③河川の整備〔P.72〕

- ①都市農地の保全と活用〔P.72〕
- ②市民農園等の活用〔P.73〕

- ①生物多様性の保全〔P.73〕

- ①豊かな自然環境の活用〔P.73〕

- ①公共公益施設の緑化推進〔P.74〕
- ②緑とオープンスペースの活用推進〔P.74〕
- ③開発指導による緑地の確保〔P.75〕

- ④グリーンインフラによる災害対応力向上〔P.75〕
- ⑤緑化重点地区の緑化推進〔P.75〕

- ①街路樹ネットワークの充実〔P.76〕
- ②河川を活かした水辺のネットワークの充実〔P.76〕

- ①都市計画決定公園の整備〔P.77〕
- ②都市計画決定の見直し〔P.77〕

- ①公園ストックの再編整備〔P.77〕
- ②多様な利用者やニーズに応じた公園整備〔P.77〕
- ③災害に強い公園づくり〔P.78〕
- ④拠点となる公園の再整備(地域づくり拠点公園)〔P.78〕

- ①公園施設の適正化〔P.79〕
- ②官民連携による公園の管理運営の推進〔P.79〕

- ①市民と協働で行う公園管理運営〔P.80〕
- ②ボランティア活動の推進〔P.80〕

- ③ボランティアリーダーの育成〔P.80〕
- ④市民ボランティアのネットワークづくり〔P.81〕

- ①民有地の緑化の奨励〔P.81〕
- ②緑化助成制度の推進〔P.81〕

- ③都市緑化基金の創設〔P.81〕

- ①緑の再利用の推進〔P.81〕
- ②緑のリサイクルの推進〔P.81〕

- ①学校教育による推進〔P.82〕
- ②社会教育による推進〔P.82〕

- ①緑に関する情報発信〔P.83〕
- ②緑のイベント開催〔P.83〕

- ③緑に関する表彰制度等の推進〔P.84〕

基本方針：緑を共に守る

1. 緑の保全・活用

(1) 森林の保全

①法令・条例による緑の保全

森林法による保安林区域、地域森林計画対象民有林、自然公園法による自然公園、農業振興地域の整備に関する法律による農業振興地域、農用地区域、河川法による河川区域、文化財保護法による国指定文化財等、都市の緑の保全に関して、様々な法による規制・誘導が図られています。現行制度により守られている緑は、法制度の適正な管理により、引き続き保全を図ります。また、関係部署との連携を図りながら、新たな法制度の適用についても必要に応じて進めます。



三池山



堂面川

②風致地区の指定

風致地区は、良好な自然景観を形成している地区を保護し、都市景観の保全を図りながら都市の風致を維持することを目的とします。本市は、令和2年までに、延命公園を中心とする片平山風致地区（43.2ha）、黒崎公園を中心とする黒崎風致地区（33.2ha）の2箇所を指定しています。

市街地のスプロール化防止を図るため、市街地周辺の良い風景、景観等が残る地区について風致地区の指定に努めます。なお、指定にあたっては市民の理解を得る必要があるため、環境保全意識の普及・啓発に努め、市民の協力を求めています。



片平山風致地区



黒崎風致地区

③特別緑地保全地区の指定

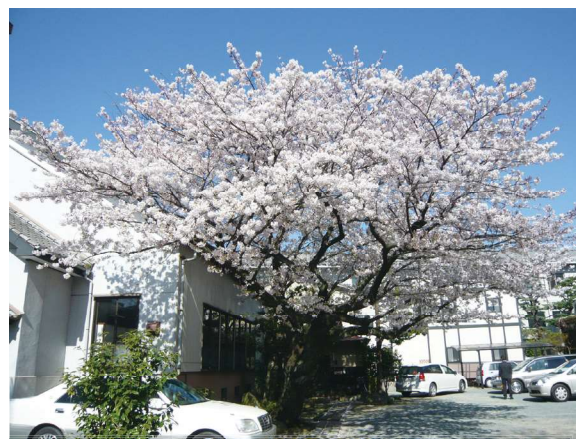
良好な都市環境を確保するために、良好な自然環境を残している緑について、特別緑地保全地区に指定して保全を図ります。なお、指定を推進するためには、市民の理解を得る必要があるため、環境保全意識の普及・啓発を行い、緑地保全に対する十分な理解と協力を得るよう努めます。

④保存樹木・保存樹林の保存・指定

地域に古くからある名木、巨木等を、地域を特色づける樹木・樹林として保存していくため、保存樹木・保存樹林の指定に努めます。さらに、指定された樹木・樹林の所有者または管理者に対し、当該樹木の枯損の防止、そのほか保存に必要な指導及び支援に努めます。



大間神社の保存樹



報恩寺の保存樹

⑤シンボルツリーの保存・指定

地域のシンボルとして後世に残すべき景観的に重要な樹木を「景観重要樹木」に指定し、保全を図ります。また、市街地の街角の樹木や通りの目印となり、市民に親しまれている樹木、景観的に重要な樹木等を地域のシンボルツリーとして指定し、保全に努めます。



臥龍梅



土穴のエノキ

(2) 水辺の保全

①干潟の保全

有明海の干潟は、緑の骨格としての位置づけや貴重な生物の生息・生育空間及び郷土の代表的な景観として重要な役割を持つほか、多種の海の幸をもたらす貴重な財産であるので、「公有水面埋立法」、「海岸法」に沿った適正な保全・活用に努めます。



有明海の干潟



有明海の干潟

②水環境の保全 【新規施策】

河川や地下水の水質や土壌の監視強化を図るとともに、生活排水や工場排水による河川の負荷軽減や有害物質による土壌・地下水汚染の防止対策を関係機関と連携して進めます。

③河川の整備

河川改修等に際しては、生物の生育環境の確保や自然環境の多様化につながるよう、環境保全型ブロックやフトンカゴ等を用いた多自然川づくりに努めます。



自然保全型護岸の整備

(3) 農地の保全・活用

①都市農地の保全と活用 【新規施策】

市街化区域内に残る農地については、農産物を供給する機能と合わせ、洪水調節機能や良好な景観の形成等多様な機能を備えていることから、都市農地の保全と活用に努めます。

②市民農園等の活用

農業体験等の余暇やレクリエーションを楽しむことが市民に広がりつつあります。

そこで、本市のホームページや広報おおむた等さまざまな媒体で利用者を募集し、市民農園の利用率の向上を目指します。また、利用者に向けた栽培指導員による作物生育指導等の現地講習会を行います。さらに、市民に身近な農地を緑とのふれあいの場として、市民農園などに活用できるよう、関係部局が連携して、市民農園等の開設や運営等に関する相談対応や調整業務、情報発信などに努めます。



市民農園

(4) 生物多様性の保全

①生物多様性の保全 【新規施策】

生物の生育環境を守り、豊かな生物多様性の保全を図るために、緑の現状や特性等を踏まえ、自然環境の保全に努めるとともに、公園緑地や河川等を活用した生物の生育、生育空間の連続性の確保に努めます。

具体的には地域固有の動植物や希少野生生物及び外来生物について情報収集と情報提供を進めます。また、県や近隣市町と連携し、侵略的外来生物対策を進めます。



メスグロヒョウモン
(延命公園で確認された希少種)

(5) 豊かな自然環境の活用

①豊かな自然環境の活用 【新規施策】

市民が里山への理解と関心を高め、森林等が有する多面的かつ公益的機能の維持増進を図るため、ハイキングを楽しんだり、自然に触れ合いながら学ぶ環境教育等の活動を通して市民同士が交流を深め、豊かな自然環境を守っていきます。



環境教育



自然観察会

基本方針：緑を共に活用する

2. 都市の緑化推進

(1) 都市の緑化

①公共公益施設の緑化推進

本市が管理する施設について、民有地の緑化のモデルとなる様に、敷地内の緑化及び適切な維持管理を図り、緑の景観形成や環境教育に資する緑化に努めます。

また、国や県、鉄道、その他の公共公益団体が設置する施設についても、敷地内の緑化及び、適切な維持管理を働きかけます。



市立病院



石炭産業科学館

②緑とオープンスペースの活用推進 【新規施策】

人口減少社会を迎え、本市は大牟田市立地適正化計画を策定し、コンパクトシティ・プラス・ネットワークの考えで「市民にとって利便性の高い、持続可能なまち」を目指しており、都市全体を見据えた総合的なまちづくりの一環として、緑の確保、保全、活用が求められます。集約型都市構造の実現に向けて、大牟田市立地適正化計画における都市機能誘導区域や居住誘導区域内では、にぎわい創出や居住環境向上に資する緑とオープンスペースの活用・再編を推進します。なお、都市部



市街地の緑化イメージ

において点在する緑地・オープンスペースは、良好な都市環境を形成する上で貴重な空間ですが、所有者の高齢化等により管理が十分に行き届かない空き地等が増えています。市街地周辺の緑化を良好に保全するとともに、地域の憩いの場として活用するため、所有者、市民団体等、行政の3者が連携・協力して維持管理し、市民に公開する市民緑地認定制度の創設に努めます。

また、居住誘導区域以外では、緑あふれ、ゆとりある居住環境の形成を支援します。

③開発指導による緑地の確保

「都市計画法」では、一定の規模以上の開発行為に対し県知事の許可が義務付けられていますので、自然との共生や環境負荷の軽減という視点から、法に沿った開発指導による緑地の確保に努めます。なお、「大牟田市公共施設等設置基準」において、開発区域の面積が 0.3ha 以上の開発行為には、開発区域の 3%以上の公園を設置するよう定めていますが、必要に応じて、基準の緩和を行います。

④グリーンインフラによる災害対応力向上 **【新規施策】**

近年、社会資本整備において、自然環境が有する多様な機能（生物の生息・生育の場の提供、良好な景観形成、気温上昇の抑制等）を積極的に活用するグリーン・インフラストラクチャーの取組みが注目されています。本市の災害警戒区域は、山間地の土石流・急傾斜地の警戒区域や、河川の氾濫による浸水想定区域が広がっており、市民の生活安全性・安心感向上のため、緑とオープンスペースが有する防災機能の活用が求められます。

そこで、防災・減災機能を有する既存の緑を適切に維持するとともに、防災施設の整備に努めます。

■ 流域治水に対応したグリーンインフラの整備イメージ



流域治水に対応したグリーンインフラの整備イメージ
出典：国土交通省

⑤緑化重点地区の緑化推進（P.64）

緑化重点地区に指定されている区域では、公共施設用地のみならず、民有地を含め、街並み形成への寄与が大きい道路に面する敷地や壁面等について、樹木・草花の植栽による緑化を促進するとともに、未利用地等の市民緑地としての活用等を促進します。

(2) 緑のネットワーク形成

① 街路樹ネットワークの充実

都市計画道路の事業を行う場合、道路構造令に基づき植栽帯等の設置に努めます。なお、街路樹の整備が難しい幹線道路等では、必要に応じて低木や草花類を用いた緑化を推進します。また、街路樹や街角広場の維持管理を実施します。現在、街路空間の一部は市民ボランティアと協力して維持管理をしており、今後もこの活動を継続します。



大牟田市役所前のケヤキ並木



街路樹の維持管理のイメージ

② 河川を活かした水辺のネットワークの充実

河川は、海と市街地、丘陵地をつなぐ貴重な自然であり、多自然川づくりに努めます。また、水辺を身近に感じられる空間づくりを進めるため、主要道路との交差点部等のポイントとなる場所に、眺望を確保した河川沿いの緑道や橋詰公園等の整備に努めます。

3. 公園・緑地ストックの有効活用

(1) 都市計画決定公園の整備

①都市計画決定公園の整備

本市の、都市計画決定公園は、46箇所、112.72haが都市計画決定され、そのうち42箇所、83.15haを供用開始しており、整備率は73.8%です。

市街化区域の緑の拠点となる都市計画決定公園については、計画的な整備を進め、公園機能の充実を図ります。整備にあたっては、誰もが安全に安心して使うことができるように、バリアフリーや防災、レクリエーション等に配慮した整備を行います。

②都市計画決定の見直し 【新規施策】

都市計画決定から50年以上も未着手の公園や、一部未供用の公園、公園墓地等が存在します。これら長期未着手又は一部未供用の都市計画決定公園については、地域の実情に応じて計画的な見直しを行います。

(2) 公園ストックの再編

①公園ストックの再編整備 【新規施策】

小規模な公園については、地域ニーズや特性、公園の配置状況等を踏まえ、公園機能の分担・特化等による見直しや、立地の再編（統合、廃止）等を行います。なお、詳細については『公園等管理活用ガイドライン（令和3年度策定予定）』に定めます。

また、統廃合を行った小規模公園跡地は、有効な活用が望まれます。跡地の活用方針は、地域住民との地域の将来像を共有しつつ、他施設の整備、オープンスペース、市民農園等の活用方法を検討し、進めます。

②多様な利用者やニーズに応じた公園整備 【新規施策】

整備後、長期間が経過した公園施設等について、子育てしやすい環境づくりや生きがい・健康づくり等、多様な世代のニーズにあわせた再整備に努めます。

1) 全ての人にやさしい公園づくり

公園の入り口や園路等の段差の解消やスロープ化、手すり設置等のバリアフリーに配慮した施設整備を進めます。

また、案内サインにおける外国語表記や誰にでも分かりやすいピクトグラム等を用いた案内表示を整備する等ユニバーサルデザインの導入を進め、誰もが安全・快適に利用できる公園整備を進めます。

2) 子育て世代や高齢者に配慮した公園づくり

多様な年齢に応じた遊具の設置や自然を活かして子どもが楽しめる公園づくり等、子育て環境の向上を目指した公園整備を進めます。また、防犯的視点から人の目の届きにくい死角を作らないよう配慮します。

また、ウォーキングに活用できる園路や休憩施設等の整備、健康遊具の設置等により、高齢者の健康づくりに配慮した公園整備を進めます。

③災害に強い公園づくり 【新規施策】

災害に強いまちづくりを進めるため、大牟田市地域防災計画との整合を図り、避難場所や仮設住宅の建設候補地、災害活動の拠点として災害時にも活用できる公園施設の整備を、関係部局や地域と連携して推進します。



瓦町公園（水害時駐車場として利用）



防災時の公園施設の活用イメージ

④拠点となる公園の再整備（地域づくり拠点公園） 【新規施策】

本市のまちなかの緑の拠点である延命公園と諏訪公園は、市民ニーズに応じた更なる魅力向上が必要です。自然材や花壇等により四季折々の美しい景観づくりを一層推進するとともに、各公園が有する特徴を大切に守り育て、積極的に情報発信します。

1) 延命公園

本市の中心部である延命公園周辺地区において、持続可能な都市構造への再編を図るため、(仮称)大牟田市総合体育館の整備に合わせ、延命公園内に観光、レクリエーション、健康、スポーツ、交流、防災機能を集約整備するとともに、安全性向上等に向けた周辺の道路環境を改善します。

具体的には、公園内の園路や管理用通路の改修、案内サインの整備、広場整備を行います。また、防災拠点としての機能充実を図るため、市民体育館跡地へ広場機能や防災機能等を兼ね備えた公園整備を行います。



延命公園 基本計画図

2) 諏訪公園

多くの市民が訪れ、ピクニック感覚で楽しめる大型遊具等の遊戯施設を設置したレクリエーションゾーンと、健康増進・運動不足解消に最適なスポーツ休養ゾーン、様々なイベントで利用できる文化交流ゾーンの3つについて、幅広い利用目的に対応する場として更なる魅力向上に努めます。また、交通利便性が良好な立地環境を活かし、市全域の広域からの市民の利用ができるように、適正な規模の駐車場を整備し、安全・快適な運営を図ります。



諏訪公園

(3) 公園・緑地の適正な管理運営

①公園施設の適正化 **【新規施策】**

公園の種類や規模、周辺の状況や利用状況等を勘案した上で、施設撤去や配置転換等による公園施設の総量のコントロールを行い、持続可能な施設の適正化を図ります。

公園利用の活性化や多様なニーズに対応して、効率的かつ適切な管理運営が行えるよう、管理体制の充実を図るとともに、管理費の縮減に向けて様々な手法を取り入れます。

②官民連携による公園の管理運営の推進 **【新規施策】**

指定管理者制度や公募設置管理制度（Park-PFI）等、企業等の民間活力を活用し、公園管理の財政負担を軽減しつつ、賑わい創出につながる取組みを行います。

基本方針：緑と共に生きる

4. 市民協働

(1) 市民との協働

①市民と協働で行う公園管理運営 【新規施策】

1) 地域と協働で行う公園の管理運営の推進

本市は、地域のさまざまな課題に対して主体的に行動する校区まちづくり協議会をはじめとする地域コミュニティ組織があります。また、身近な公園は、公園愛護会をはじめとする市民ボランティアが草刈りや清掃等の管理活動を行うことにより、良好に維持管理されているものが多いです。これらの組織の連携を高め、身近な公園がよりいっそう地域に親しまれるものとなるよう、地域と協働で行う管理活動の推進を支援します。

2) 住民ニーズに応じた柔軟な公園利用の促進

公園内でも様々な住民ニーズに対応していく為、地域住民との協働による公園利用等のルールづくりや公園管理を進めることで、柔軟な公園利用の促進を図るとともに、その地域にあった公園の活用を進めていきます。また、地域住民の交流や高齢者の生きがいを目的とする緑化活動等を公園内で行う場合における支援を拡充し、活動の推進を図ります。

②ボランティア活動の推進 【新規施策】

市民ボランティアの拡充を図るため、活動状況の広報や新規募集の取組みを支援します。さらに、校区まちづくり交付金制度の活用により地域の主体的な取組みを促します。

③ボランティアリーダーの育成 【新規施策】

現在、市街地では、多くの市民ボランティアが公園の除草、清掃、花植え等を行っています。今後も市民主体の緑化活動を継続させ、ボランティア活動を広げるため、ボランティアリーダーの発掘や育成に取り組みます。



公園愛護会の活動



美緑花ボランティアの活動

④市民ボランティアのネットワークづくり

本市には、市民が公園、道路等の管理に参加できるよう、「公園愛護報奨金交付制度」や「まちの美緑花ボランティア制度」、「みんなの公園サポーター制度」等、多くのボランティア制度があります。市民ボランティアが継続して活動していくため、活動情報の共有や情報発信を進めていきます。

また、各地域でボランティア活動を行う人が交流する場をつくり、自主的かつ継続的な活動へとつながる支援を行います。

(2) 緑化の推進

①民有地の緑化の奨励

1) 住宅地の緑化の奨励

市内には良好な緑化を行っている住宅地が多く存在します。これらの取組みを市民に広く周知し、緑化の推進を図ります。

2) 工業地の緑化の奨励

現在、工業地は条例等に基づき、一定の緑化が行われています。今後は、緑化に積極的な工場や企業のPR等を行うことで緑化の取組みを促し、周辺環境との調和や景観の向上を図ります。

3) 商業地の緑化の奨励

現在、商業地は条例等に基づき、一定の緑化が行われています。今後は、商店街等の限られた空間における接道緑化やプランター・鉢植え等の緑化への取組みのPR等を実施することにより、華やかでにぎわいのある商店街の形成を図ります。

②緑化助成制度の推進

緑地協定区域を選定し、区域内の生垣づくりや壁面緑化等の助成制度の創設に努めます。また、緑化の講習会等を開催し、技術的な助成にも努めます。

③都市緑化基金の創設

民有地緑化の助成制度を円滑に推進するために、緑化基金の創設に努めます。

(3) 緑の資源化

①緑の再利用の推進

公共公益施設や民有地の開発にともなう改変時には、樹木の移植等、緑を再利用するよう指導に努めます。

②緑のリサイクルの推進

公園や種々の緑地から剪定、伐採や除草等の作業によって生じる植物発生材（枝、葉、木、草等）を「有機物の資源」として捉え、リサイクル施設で適切に処理します。また、太い幹や間伐材等については、彫刻やベンチ等の各種工作材料としてリサイクルすることで、ゴミの減量化と環境への負荷の軽減に努めます。

(4) 緑の教育

①学校教育による推進

学校教育においては、子どもが楽しみながら緑の大切さ、緑の機能について体験学習を通じて学べるような環境教育の推進に努めます。



みどりの教室



みどりの教室

②社会教育による推進

1) 緑に関する講習会等の開催

ボランティアや環境活動団体、社会教育施設等と協力して、緑化に関する講習会を開催し、緑を学ぶ機会を提供します。



環境講座

2) 緑の調査の推進 **【新規施策】**

市民が緑の多面的な機能を理解し、関心を高めていくため、市内の緑の状況等に関する基礎調査を進めます。また、市内の緑の状況を図示化・数値化し、その情報をわかりやすく発信します。

(5) 緑の広報活動

① 緑に関する情報発信

公園の紹介、公園ボランティアの活動紹介等について、市の広報誌やホームページに掲載並びにSNS等多様な手段を活用し、緑に関する情報発信に努めます。

また、「かわいい遊具マップ」や「大牟田市桜マップ」等、本市の緑の魅力を発信するツールを拡充します。



広報おおむた



大牟田市ホームページ



ジャー坊公式 Twitter

② 緑のイベント開催

緑化意識の高揚を図るため、都市緑化推進運動や都市緑化月間において開催している緑化イベントの継続や内容の充実に努めます。また、イベント時には、福岡県緑化センター等の紹介を行い、緑化の普及に努めます。



人生記念植樹



公園ボランティア体験会

③緑に関する表彰制度等の推進

市民の緑化に対する意識や高揚を図るため、既存のコンクールの継続・内容の充実に加え、新たな制度や普及のためのPRに努めます。

公園緑地等における美化活動等を5年以上継続して実施している個人や団体を表彰する「緑化功労者表彰」を活用し、活動意欲やステータスの向上を図るとともに、まちを美しくする活動について多くの人に理解して頂き、市民と協働で進めるまちづくり活動の活性化を図ります。



緑化功労者表彰



緑のカーテンコンテスト（学校部門）